

平成30年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第20号）						
招集年月日	平成31年1月9日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成31年1月9日 午前10時04分			議長	山口和幸
	散会	平成31年1月9日 午前11時08分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	5番 久保尚人 6番 小出高明					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	×
	企画財政 課長	片山守	○	農林振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	上村哲夫	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	出田茂	○	農業委員会 事務局長	船津宏	○
健康推進 課長	松本良一	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

## 議事日程（第20号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 議員辞職の件  
追加日程第 1 議長選挙  
追加日程第 2 副議長選挙  
日程第 3 議案第45号 平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第11号）について  
日程第 4 報告第19号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について  
日程第 5 報告第20号 専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について  
日程第 6 報告第21号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 議員辞職の件  
追加日程第 1 議長選挙  
追加日程第 2 副議長選挙  
日程第 3 議案第45号 平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第11号）について  
日程第 4 報告第19号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について  
日程第 5 報告第20号 専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について  
日程第 6 報告第21号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
- 

## 午前10時04分 開会

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立。礼、おはようございます。着席ください。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成30年度あさぎり町議会第8回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（山口 和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、久保尚人議員、6番、小出高明議員を指名します。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時08分

◎副議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。次の議案は山口議長に関する議案でござ

いますので、副議長の徳永が議長を努めます。

## **日程第2 議員辞職の件**

◎副議長（徳永 正道君） 日程第2、議員辞職の件についてでございます。議長の山口和幸君から、議員の辞職願が提出されています。地方自治法第117条の規定によって、除斥が必要ですので、山口和幸君の退場を求めます。

（山口議長退場）

◎副議長（徳永 正道君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 朗読いたします。辞職願。このたび一身上の都合により、あさぎり町議会議員を平成31年1月5日をもって辞職したいので、許可いただきますよう願います。あさぎり町議会副議長、徳永正道様。平成31年1月4日、あさぎり町議会議員、山口和幸。以上です。

◎副議長（徳永 正道君） お諮りをいたします。山口和幸君の議員の辞職を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。よって、山口和幸君の議員の辞職を許可することといたしました。

◎副議長（徳永 正道君） 山口和幸君の入場を求めます。

（山口議員入場）

◎副議長（徳永 正道君） 16番、山口和幸君に申し上げます。ただいま議員の辞職が許可されました。山口和幸君から、退任の御あいさつをお願いします。

○議員（16番 山口 和幸君） 改めまして、皆さんおはようございます。私事で議員を辞職するというところで申し入れをいたしましたところ、本日、全議員の皆さん方の許可をいただくことができました。心から御礼申し上げます。ありがとうございます。改選後、3年近く議長職をさせていただき、また議員としての活動もさせていただきました。大変すばらしい議員の仲間の皆さんに囲まれて、ことなくいろんな案件を進め、そしてまた決めることができました。これもひとえに議員皆様方の御支援御協力の賜物と心から感謝申し上げます。あさぎり町は、合併して15年を過ぎましたが、やはり、執行部と議会がしっかり議論し合っ、決めたならばお互いに助け合っていくというようなことでやってまいりましたので、これから先も是非とも議員の皆様方も、議論するときにはしっかり議論をする、それはもう結構でございます。しかし決めたならば、お互いに助け合っ、まちづくりひいては町民の皆さんのためにやるという思いで、これからも、活動していただくものと信じております。議員の皆さん方の今後のご奮闘、そして、改めまして執行部の皆様にもお礼申し上げたいと思います。経験、知識が少ない私の議長席での運営につきましては、やはり、愛甲町長を初め、執行部の皆さん方の御協力なくしては、議事運営ができませんでした。このように、この席で退任をして、御あいさつをできるということは、先ほど申し上げましたとおり、議員の皆さんの協力はもとより、執行部の皆さん方の協力があってのことというふうにして、心から感謝いたしております。どうぞ今後につきましては、愛甲町長それから執行部、そして、議員の皆様、15名の方で、しっかりとした町づくりを進めていただきますように心からお願い申し上げます。これからは一町民として、皆さん方の活動を見守ってまいりますので、ぜひとも町民の期待にこたえるようなあさぎり町になりますように、心から御祈念申し上げます。退任の御あいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

◎副議長（徳永 正道君） 大変御苦労さまでございました。ここで全員協議会のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時26分

◎副議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎副議長（徳永 正道君） ただいま議長が欠けました。お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として選挙を行うことと決定いたしました。

### **追加日程第1 議長の選挙**

◎副議長（徳永 正道君） 追加日程第1、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

◎副議長（徳永 正道君） 議場の出入り口を閉じます。ただいまの出席議員は15人です。次に、立会人を指名します。立会人に永井英治議員、皆越てる子議員を指名します。

◎副議長（徳永 正道君） 投票用紙を配ります。念のため申し上げます。選挙は、単記無記名です。

（投票用紙配布）

◎副議長（徳永 正道君） 投票用紙の漏れはありませんか。なしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。

◎副議長（徳永 正道君） ただいまから投票を行います。1番議員から、順番に投票願います。

（1番議員から順次投票）

◎副議長（徳永 正道君） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

◎副議長（徳永 正道君） 開票を行います。永井議員、皆越議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

◎副議長（徳永 正道君） それでは、選挙の結果を報告いたします。投票総数15票、有効投票15票、無効票ゼロです。有効投票のうち、奥田公人君6票、私徳永9票、以上でございます。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、私徳永が当選をいたしました。議場の出入り口を開きます。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの選挙の結果により、会議規則第29条第2項の規定によって、当選の通知を受けた者として、改めて議長席につかせていただきます。ただいまの選挙結果によって、議長に当選をさせていただきました徳永でございます。皆様とともに、これから円滑な議会運営を図っていく上で、議会のルールにのっとりながらですね、皆様方の御協力をいただきながら、議会は言論の府ということが言われております。そういった中で活発な議論ができるような、そういう議会づくりに取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、皆様方の御協力御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。もとより浅学非才の身ではございますけれども、皆様方ともにしっかりと絆を深めながらこれからの来年改選時までの期間となりますけれども、精いっぱい頑張ってまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げたいと思います。簡単でございますけれども、議長就任のあいさつに代えさせていただきます。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

◎議長（徳永 正道君） 会議を再開します。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。ただいま副議長がかけました。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定をいたしました。

### **追加日程第2 副議長の選挙**

◎議長（徳永 正道君） 追加日程第2、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

◎議長（徳永 正道君） 議場の出入り口を閉じます。ただいまの出席議員は15人です。次に、立会人を指名します。立会人に小見田和行議員、奥田公人議員を指名します。

◎議長（徳永 正道君） 投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

◎議長（徳永 正道君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。なしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。

◎議長（徳永 正道君） ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（1番議員から順次投票）

◎議長（徳永 正道君） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 開票を行います。小見田議員、奥田議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

◎議長（徳永 正道君） 選挙の結果を報告します。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0です。有効投票のうち、豊永喜一君6票、久保田久男君9票です。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、久保田議員が当選されました。議場の出入り口を開けます。

◎議長（徳永 正道君） ただいま副議長に当選されました久保田議員が議場におられます。当選の告知をします。久保田議員、答弁席において当選の承諾及びあいさつをお願いします。

◎副議長（久保田 久男君） ただいま副議長に選任いただき、身に余る光栄に思っております。私の責務は、議長を補佐することはもちろん、議員各位と議長のパイプ役となり、議会の一体化、そして町の一体化に全力を尽くしていきたいと思っております。残任1年間ではありますが、どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） ここで議長、副議長の選挙に伴いまして、議席の一部変更を行います。副議長の議席を15番に、議長の議席を16番にそれぞれ変更いたします。議席の移動をお願いします。

### **日程第3 議案第45号**

◎議長（徳永 正道君） それでは日程第3、議案第45号、平成30年度あさぎり町一般会計補正予算第11号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第45号、平成30年度あさぎり町一般会計補正予算第11号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の一般会計補正予算第11号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,925万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,450万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、それではあさぎり町一般会計補正予算第11号について説明をいたします。予算書の2ページでございます。第1条第2項から朗読させていただきます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正

による。今回の補正予算は、地方バスの補助金及びふるさと寄附関係経費を計上したものでございます。次に7ページでございます。まず、歳入でございます。最上段の目1地方交付税です。今回の補正予算の財源として、普通交付税を充当したものでございます。次に、目1指定寄附金でございますが、ふるさと寄附金1,850万円でございます。12月補正予算におきまして、3,750万円を見込みとして補正したところでございますが、1月の収入が5,000万円を超えまして、最終的なふるさと納税の見込みが、本年度は5,600万円となりましたので、追加するものでございます。次のページです。歳出でございます。目7企画振興費の地方バス運行等特別対策補助金419万7,000円でございます。この補助金は当初予算で2,340万円を計上いたしておりましたが、最終的な補助金の額が2,759万7,000円となりましたので、今回追加をお願いするものでございます。増加の理由でございますが、当初予算編成時には、平成30年度にバス路線の見直し、削減でございますが、計画されておきまして、減額が予想されるということで、2,340万円で予算計上しておりました。しかしながら、路線の見直しが平成31年度に先送りされましたので、補助金の額が大きくなったものでございます。次に、目14基金費でございます。ふるさと基金積立金に、歳入のふるさと寄附金分1,850万円を計上したものでございます。次に、目17ふるさと寄附対策費でございます。歳入で説明しましたとおり、最終的に5,600万円の寄附を見込んでおります。まず節8報償費のふるさと寄附お礼品でございますが、460万円ほど不足する見込みとなったところでございます。また節13委託料で、ふるさと寄附特産品発送業務委託料として、ふるさと振興社に9%の委託料をお願いしておりますが、195万8,000円が不足する見込みですので、今回補正をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

#### **日程第4 報告第19号**

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、報告第19号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、先ほど議案45号の提案するところでですね、言うべきことをちょっと失念しておりましたので、ここで申し上げます。徳永議長就任、それから久保田副議長就任ということで、先ほど決定いたしましたですね。議会を運営していただくことになりましたけれども、是非ですね、お二人には、お話のとおりしっかりとこの議会の運営とですね、それから私たち執行部も、一生懸命いろんな議題に対して真剣に向かっていきますので、どうかお二人の議長、副議長におかれましては、ますますの御活躍、御指導をお願いしたいと思います。就任まことにおめでとうございませう。それでは、報告第19号にうつります。報告第19号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、報告第19号につきまして御説明申し上げます。2ページ目をお願いいたします。専決第13号、専決処分の根拠につきましては省略させていただきます。和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり和解し損害賠償の額を定めることとする。1、相手方、ここに記載の方でございます。次のページの資料にて説明いたします。1、公の施設の具体的な箇所は、上地区の町道ヌメリ川中央線でございます。2、事故の発生状況でございますが、平成30年8月4日午後6時頃、あさぎり町上北地内の町道で、相手方の運転する車両が側溝の上に乗れ、グレーチングがはね上がり、相手方車両のマフラーを破損させたものでございます。3、事故の原因につきましては、側溝のグレーチング設置面がもろくなり、一部が浮いた状態になっていたためでございます。4、事故の損害額は、相手方車両修理額17万4,000円でございます。5、事故の責任割合、町が100%でございます。6、損害賠償額、17万4,000円です。7、損害賠償金の補てん。損害賠償金は、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補てんされます。8、和解事項、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させることとします。なお、示談は12月18日に成立をいたしております。9、町の対策。早急に周辺付近の側溝を点検し、グレーチングの設置面の整正とくさびによるグレーチング固定を行い、再発防止の注意喚起を行いました。今後はグレーチングを撤去し、側溝をコンクリートで覆う工事をを行います。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。これで報告第19号を終わります。

## **日程第5 報告第20号**

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、報告第20号、専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第20号、専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚弘君） はい。それでは、報告第20号について説明いたします。次のページをお願いいたします。専決第14号、専決の根拠につきましては省略させていただきます。工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてでございます。平成30年7月5日に、議会の議決を得ました上総合運動公園武道館改修工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更しております。変更する事項、契約金額、既決の金額、5,173万2,000円。変更する金額、5,296万3,231円。増額の123万1,231円でございます。変更の理由でございますが、一つ目といたしまして、分電盤内部の伝送ユニットが雨漏りにより使用できない状態であったため、取りかえを行っております。次に、外部の水銀灯におきまして、安定器等の器具の老朽化により、不点灯や点滅状態であったために、器具の交換及びLED照明への交換をいたしております。3点目といたしまして、産業廃棄物の処理伝票による数量確定によりまして、積み込み費、運搬費、処分費を変更したものでございます。以上よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第20号を終わります。

## 日程第6 報告第21号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、報告第21号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。報告第21号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、それでは、報告第21号につきまして御説明申し上げます。2ページをお願いいたします。専決第15号、専決処分の根拠につきましては省略させていただきます。和解及び損害賠償の額を定めることについて。次のとおり和解し損害賠償の額を定めることとする。1、相手方、ここに記載の方でございます。以降は次のページの資料により説明申し上げます。1、公の施設の具体的な箇所は、皆越地区の農道でございます。2、事故の発生状況でございますが、台風7号の影響により、7月3日午前8時から大雨により降った雨水が農道の路面を流れ、農道法面を崩壊し、相手方家屋へ損害を与えたものでございます。3、事故の原因は、異常な天然現象、台風による大雨であり、現場の法面の崩壊を予測できなかったためでございます。4、事故の損害額は、相手方家屋修繕額59万2,317円でございます。5、事故の責任割合、町42%、相手方58%でございます。6、損害賠償額、25万円です。7、損害賠償金の補てん、損害賠償金は、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補てんされます。8、和解事項、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して、裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させることとします。なお、示談は12月25日に成立いたしております。9、町の対策、平成30年8月30日から12月14日にかけて、農道法面の復旧工事を行い、崩土の撤去、法面対策と雨水対策の工事を行っております。以上、説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告第21号を終わります。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成30年度あさぎり町議会第8回会議を閉会いたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼、お疲れ様でした。

午前11時08分 閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 徳永正道

署名議員 久保尚人

署名議員 小出高明